

社会福祉法人向日葵会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向日葵会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

3 交通費は、役員及び評議員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて定める。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長は、前条にかかわらず、1日2時間以上で週2日以上業務にあたる場合は、別表2により月額報酬を支払うことができる。ただし、当該報酬以外に、交通費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 交通費は、役員及び評議員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて定める。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費は、役員及び評議員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて定める。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、役員及び評議員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。ただし、目的地までの運賃、時間、距離その他の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出する。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用することができない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（出席簿）の他に役員等職務証跡等の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年1月16日より適用する。ただし、役員、評議員については、平成29年4月1日より適用する。

附 則

平成30年6月11日一部改正。

別表 1（日額）

名 称	報 酬	交 通 費
評議員会出席報酬等	8,000円	1km当たり燃料代
理事会出席報酬等	8,000円	30円を弁償する
評議員選任・解任委員会出席報酬	8,000円	

別表 2

名 称	報 酉	交 通 費
理事長業務報酬等（月額）	100,000円	なし
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	
理事及び評議員業務報酬（日額）	8,000円	1km当たり燃料代
監事業務報酬等（日額）	8,000円	30円を弁償する

別表 3（日額）

旅 費	宿 泊 費	報 酉	その他
実 費	10,000円	10,000円	研修会等の参加費・資料代を実費弁償する